

寝屋川市公共交通利用促進補助事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 寝屋川市公共交通利用促進補助事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 交通系ICカードの利用金額の一部を補助することにより、高齢者等の外出促進及び公共交通の利用促進を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、第5条に規定する対象者に対し次に掲げるものを交通手段として利用した際の運賃の負担を軽減するための補助を行うこととする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条に規定する鉄道事業
- (3) 寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例（令和6年3月28日条例第8号）に規定する寝屋川市コミュニティバス

(対象期間)

第4条 補助金の交付を受けようとする日の属する年度（以下「当該年度」という。）の7月1日から2月27日までとする。

(対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、第1号から第4号までのいずれかに該当する者で、かつ、第5号から第7号までのいずれの要件にも該当するものとする。なお、当該年度の7月1日において、対象者が未就学児であるときは、その法定代理人を対象とする。

- (1) 当該年度の末日において65歳から69歳の者のうち、当該年度の7月1日において、住民税が非課税である者
- (2) 当該年度の末日において70歳以上の者
- (3) 妊娠中の者

- (4) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 当該年度の7月1日時点で、寝屋川市の区域内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されている者
- (6) 市税を滞納していないこと。
- (7) 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員又は、同条第5号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、第1号から第3号に定める額とする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号に規定している者は、1人当たり上限4,500円とする。
- (2) 前条第1項第4号に規定している者のうち、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄が第1種の者及び精神障害者保健福祉手帳1級の者は、1人当たり上限4,680円とし、介護人分を含むものとする。
- (3) 前条第1項第4号に規定している者のうち、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄が第2種の者及び精神障害者保健福祉手帳2級または3級の者は、1人当たり上限2,340円とする。

（申請回数）

第7条 補助金の申請は、当該年度について、1回限りとする。

（補助金の交付申請等）

第8条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、寝屋川市公共交通利用促進補助事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 当該年度の4月1日から2月27日の期間に、公共交通（バス・電車）で、交通系ICカードの利用を確認することができる書類。なお、介護人がいる場合は、介護人分も同様とする。
- (2) 第5条第1項第3号に規定している者は、前号に掲げる期間のうち、妊娠している期間の者に限るものとする。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 当該申請を行うにあたっては、次に掲げるものを提示しなければならない。
ただし、必要な情報について閲覧することに対象者の同意がある場合はこの限りでない。

(1) 当該申請者が本人であることを確認できる書類

(2) 第5条第1項第4号に該当することで補助の対象者となる者にあつては、
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

3 補助金は、申請者による公共交通（バス・電車）で交通系ICカードの利用実績に基づき、交付の決定を行い、支払うものであることから、原則として、規則第11条の規定による実績報告及び規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定の通知をすることを要しない。

（補助金の交付決定及び支払い）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するとともに、指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。また、補助金の交付を不適当と認めたときにあつては、寝屋川市公共交通利用促進補助事業費補助金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し又は返還）

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すものとし、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 関係法令等に違反したとき。

(3) 第5条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、寝屋川市公共交通利用促進補助事業費補助金取消決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、補助金の返還の請求を受けた申請者は、当該返還の請求を受けた補助金を返還しなければならない。

(検査等)

第 11 条 市長は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する検査等を実施することができるものとする。

2 申請者は、前項の規定による検査等に対して、誠実に対応しなければならない。

(標準処理期間)

第 12 条 規則第 6 条第 1 項に規定する補助金の交付の決定に係る標準処理期間は、60 日とする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、公共交通に関する事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 28 日から施行する。